

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は全てのステークホルダーとともに生き、豊かで安全な未来創りに貢献するという経営ビジョンのもと、持続的成長と企業価値向上を図るため、効果的、効率的な経営を行えるガバナンス体制を構築します。

当社は、取締役会と経営会議を設置し、経営と執行の分離を行うことで責任の明確化と業務執行の迅速化を図り、意思決定の透明性の強化を実現する体制をとっております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社コスモス	6,889,800	26.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,342,000	12.83
KDDI株式会社	1,414,200	5.43
ラック従業員持株会	882,210	3.38
三柴 照和	760,000	2.91
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	716,700	2.75
野村信託銀行株式会社(投信口)	567,300	2.17
株式会社ベネッセホールディングス	500,000	1.92
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	476,900	1.83
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505104	311,100	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

### 補足説明 更新

- 上記の他に、当社が所有している自己株式647,232株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.42%)があり、記載している割合は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。
- 筆頭株主の有限会社コスモスは、KDDI株式会社の100%子会社であります。
- 大株主の状況は、2019年3月31日現在の集計値です。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西川 徹矢	他の会社の出身者													
村井 純	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川 徹矢			過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、警察、防衛省、内閣官房における要職を歴任された豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を促進し、併せて経営の透明性の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。  また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。

村井 純		日本のインターネット分野の第一人者として優れた専門的な知見を有しております。経営陣とは独立した立場から、当社の競争環境等を踏まえた中長期的な視点に基づく企業価値向上への支援および取締役会の一層の活性化を促進していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。  また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別な利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査方針・監査計画、品質管理体制および監査体制を確認し、会計監査人から四半期毎に監査の状況および結果の報告を受けるほか、必要に応じて、適宜意見交換を実施しております。  
当社は、会社の法令遵守、適正な活動・運営および財産の保全ならびに財務の信頼性を図ることを目的とし、内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置しております。  
監査役は、内部監査部門と相互に監査計画および監査結果を共有し、意見交換を行うことにより、効率的で実効性の高い監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
石原 康人	弁護士														
蜂屋 浩一	公認会計士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石原 康人			<p>弁護士としての専門能力に基づき、その経験や見識から、企業経営の健全性、特にコンプライアンスの観点についての適切な監査およびアドバイスをいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。</p>
蜂屋 浩一			<p>公認会計士・税理士としての専門能力に基づいた経験や見識を監査役として活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。</p>

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを、独立役員として指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

#### 該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役の「中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識」を高めることを目的として、2016年6月21日開催の定時株主総会決議により株式給付信託制度を導入しました。

株式給付信託は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役(社外取締役を除きます。)に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明 **更新**

2008年6月24日開催の定時株主総会にて承認された取締役の報酬等の総額、年額金400百万円以内の枠内で社内取締役、社外取締役に支給される総額を開示しております。

また、2016年6月21日開催の定時株主総会において、株式給付信託の導入と、2017年3月末日で終了する事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度に対応する必要資金として150百万円を上限とする新たな株式報酬枠が決議されております。

なお、「2019年3月期有価証券報告書」および「第12回定時株主総会招集ご通知」に取締役を支払った報酬額等の総額を開示しており、当社ホームページにも掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、65,000ポイントを上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

なお、「2019年3月期有価証券報告書」に株式給付ポイントの算式および取締役に支給した株式給付ポイント等の総額を開示しており、当社ホームページにも掲載しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては、取締役会の事務局より会議開催までに事前に説明資料等を送付して議事の内容を検討できるよう、取締役会、監査役会での討議のサポートをすることとしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 1. 業務執行の方法

#### (1) 経営会議の状況

当社は業務執行の迅速化を目的に執行役員制度を採用し、業務執行取締役は全て執行役員を兼務して、業務執行の役割を明示的に分離しております。業務執行を担う経営会議は、代表取締役社長を議長とする、執行役員を兼務する6名の取締役に構成されており、会社の業務執行に関する事項を審議しております。

経営会議は原則として毎週1回定期に、また必要に応じて臨時に開催しております。2018年度の開催回数は46回です。

### 2. 監査・監督の方法

#### (1) 取締役会の状況

取締役会は、代表取締役社長を議長とする、社外取締役2名を含む9名の取締役に構成されており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況の監視・監督を行っております。

取締役会は毎月1回定期に、また必要に応じて臨時に開催しております。2018年度の開催回数は17回です。各取締役の出席回数は「第12回定時株主総会招集ご通知」に記載の通りです。

#### (2) 監査役会の状況

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成され、監査役会の議長は、監査役会の決議によって監査役の中から定めております。監査役は監査役監査基準に基づき、取締役会への出席のほか、経営会議等の重要会議に出席し、独立した立場から経営の監視を行っております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。監査役会は毎月1回定期に、また必要に応じて臨時に開催されております。2018年度の開催回数は14回です。

更に、監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図っております。

社外監査役のうち1名については、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (3) 監査役機能強化に向けた取組み状況

監査役職務を補助する専任の従業員(1名)を配置するとともに、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議への出席や稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧ができ、必要に応じて取締役や従業員から説明が受けられるよう体制整備に努めています。

また内部監査部門と会計監査人との連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

#### (4) 社外監査役に関する事項(当社における役割や機能について)

経営者から独立した立場で経営陣の意思決定のプロセスや重要案件に関して審議が充分になされているかを監視し外部の目線で適切な助言や指導をいただいております。

#### (5) 内部監査の状況

社長直属の内部監査室は、内部監査計画に基づき、定期的に業務、財務報告などの業務執行状況について監査を実施しております。また、必要に応じて、監査役、会計監査人と連携をとっております。

#### (6) 2019年3月期における会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員 小笠原 直

業務執行社員 相馬 裕晃

所属する監査法人

監査法人アヴァンティア

提出会社に掛る継続監査年数 該当事項はありません

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士7名、その他3名

### 3. 指名・報酬決定の方法

当社は、取締役候補者および監査役候補者の指名手続きおよび取締役の報酬に関する事項については、経営会議での審議の後、取締役会において決定することとしております。

取締役の報酬決定については、株主総会で承認された枠内で、取締役会が行っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、豊富な経験と高い見識を有する2名の社外取締役および2名の社外監査役を選任し、専門的かつ客観的な観点から経営への意見や助言を受けるとともに、取締役による相互監視および監査役会による監査により、経営の透明性と健全性を高め、経営の監視について十分に機能する体制が確保されるものと考え、現状のガバナンス体制を採用しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	最近の株主総会招集通知は、通常(開催日2週間前)より早期となる18日前に発送しており、当社ホームページへも早期掲載に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様が出席できるように、開催日を前倒しし、集中日を避けて総会を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主様の利便性向上を図ることを目的に、2017年6月開催の株主総会より、議決権行使サイトを設けインターネットによる議決権行使を実施しております。
その他	当社ホームページに招集通知、総会での説明資料を掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末決算の際にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しており、代表者が出席し説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、適時開示書類、年次報告書、有価証券報告書を当社ホームページに掲載し、IR資料の掲載の充実を図っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専任部署としてコーポレート・コミュニケーション室を設置しております。	
その他	四半期毎の決算情報や最新の開示情報を、日本語のみならず英語でも発信し、海外投資家を含めたIRの充実に努めております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「企業行動規範」を制定し、「健全な事業活動を通じて適正利潤を追求するとともに、これを各ステークホルダーに適正に還元し、企業としての持続的な発展を図る」旨の方針を掲げております。また、会社組織に代表取締役を委員長とする「リスク統括委員会」を設置し、「ラックグループコンプライアンスポリシー」および「倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は企業理念のひとつに「地球環境に責任を持つ企業であり続ける」を掲げております。</p> <p>2010年5月より当社グループが入居しているオフィスビルは、省エネ、省資源やリサイクルなど環境に配慮した建物で、そのようなオフィス環境のなかで固定電話の廃止、無線LANの導入などによりフリーアドレスを実現し、全社挙げて節電やペーパーレス化の推進、ごみの分別の徹底による再資源化など環境保全への活動に取り組んでおります。</p> <p>また、セキュリティ啓発のために、各種セキュリティに関する情報提供のためのレポートの発信と、当社のセキュリティ監視センター「JSOC」を見学ツアーとして開放を行っております。</p> <p>将来を担うIT人材の育成に向けて、若手ITエンジニアをバックアップしサポートするプログラム「すごうで」の取組みと、数々のセキュリティイベントの運営に参画しております。</p>



<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>株主に限らず、広く一般投資家に対して、投資判断の基礎となる金融商品取引法等の関連法令や東京証券取引所が定める適時開示規則に則った会社情報を、公平、均等、正確かつ迅速に提供することを基本方針としております。</p>
<p>その他</p>	<p>当社では女性社員の積極的な活用を重要な施策の一つとして位置づけ取り組んでいく考えであります。</p> <p>既に取り組んでいるキャリア開発を申告する制度に加え、今後はロールモデルの設置や外部のキャリアコンサルを活用した社員の意識改革を促すことなど、また、育児・介護の状態にあっても雇用の継続や職場復帰後の就業を支援するための勤務形態として、短時間勤務の延長を申請により認めることその他、さらなる多様化に向け拡充・整備するとともに男性社員の育児休業取得率向上など、全体として女性社員が活躍できる場の提供を図ってまいります。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

#### 1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、ラックグループコンプライアンスポリシー、企業行動規範および社員行動指針を制定し、ラックグループの全ての取締役および従業員が法令、定款および社内規程を遵守し、企業倫理、社会倫理に則って業務を遂行すべき旨を周知徹底する。

そのために、本方針を決定し、業務の有効性、効率性および適正性を確保し、安心と信頼を一層のものとして企業価値の向上を図る。

本方針は、ラックグループのすべての役員(取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。)および従業員(嘱託社員、臨時社員、派遣社員等又はこれらに準ずる者を含みます。)に適用する。

(2) 当社は、法令、社内規程や社会倫理に違反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保するため、「倫理・コンプライアンスに関する相談および通報規程」を制定し、社内のほか社外にも通報窓口を設置しております。なお通報者については、本人の希望により匿名性が確保され安全と利益が保障されるよう運営する。

(3) 当社は、社長直轄に内部監査部門を設置するほか、リスク統括委員会を設置し、ラックグループ全体を対象とする内部統制システムの構築を図る。

また本方針を定めるとともに、ラックグループコンプライアンスポリシー、企業行動規範と社員行動指針を制定し、ラックグループ各社の役員および従業員全員が、社会倫理および法令違反の未然防止に努める。

内部監査部門は、内部監査に関する規程に基づき、従業員が法令、定款および社内規程を遵守し、適正に職務を執行しているかどうかを監査し、その監査結果を社長に、また要請がある場合には監査役に報告する。

(4) 第三者によるコーポレート・ガバナンス体制への関与状況としましては、顧問弁護士からは顧問契約に基づき必要に応じて助言を受けるほか、内部通報制度における社外の通報窓口として関与を受けております。

また、会計監査人からは、監査契約に基づき、決算期における会計監査を受ける。

#### 2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係わる情報は、管理規程を定めて適切に記録され、文書または電子媒体により保存・管理し、株主を含む権限者および必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

#### 3. 損失の危機(リスク)の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営上の重要事項に関しては、取締役会もしくは、その他の重要な意思決定機関である経営会議において、必要なリスク評価を行った上で、最終的に評価・決裁する体制を整備・運用する。

(2) ラックグループの事業活動全般にわたり生じうるリスクについて、リスク情報の把握、評価・分析、対策、体制等について定めた規程を整備し、リスク管理およびリスクマネジメント活動の維持・推進にあたる。

(3) 不測の事態が発生した場合に迅速に対処し、事業継続および復旧活動を着実に進行するため、危機管理に関する規程を制定し、緊急対応体制を整備する。また、発生した事件、事故等の履歴を管理し、再発防止に努める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役の責任と権限に関する基本事項を定めた「取締役会規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および業務分掌に関する規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

(3) 取締役会を経営方針の決定と業務執行の監督を行う機関として位置付けるため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を図り、業務執行の効率化と迅速化を推進する。

(4) 取締役の経営意思決定および執行役員の効率的な職務執行を可能とするため、IT環境の整備および利用を推進する。

#### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、本方針を子会社と共有し、グループ全体での周知徹底を図る。

(2) 子会社の管理については、関係会社管理に関する規程において基本的事項を定め、各社における経営の重要事項などを当社に報告し、必要な場合には事前に承認を得る体制を整備する。

(3) 当社の定めるリスクマネジメント方針を子会社と共有するとともに、各社から定期的にリスク評価および対策について報告を受ける体制を整備する。

(4) 子会社においては、各社の業種、規模等に応じた管理体制を整備する。また、子会社各社には、当社から取締役および監査役を派遣し、各社の経営管理ならびに職務の執行の管理監督を行う。

(5) ラックグループコンプライアンスポリシーを、子会社各社に周知徹底する。また、内部監査部門は、子会社の内部統制の構築・運用状況を定期的に監査する。

(6) ラックグループにおける法令違反などの問題を早期に発見し対応するため、子会社各社において、当社の内部通報制度を利用可能とし、その旨周知する。

(7) 当社の監査役は、自らまたは監査役会を通じてラックグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人および内部監査

室との緊密な連携等の確な体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

(1) 当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

(2) 当該従業員への監査役の指示の実効性確保のため、監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事権にかかる事項については監査役会と協議のうえ決定する。

7. 取締役会および従業員が監査役に報告をするための体制、ならびに報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) ラックグループの取締役および従業員は、監査役からの要請に応じ、その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2) 監査役に対して、ラックグループの取締役および従業員が、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を報告する体制を整備するとともに、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行わない。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役の職務執行に必要な費用は、あらかじめ予算を計上する。

(2) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催する。

(2) 監査役が、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役および従業員から説明を求めるために必要な体制を整備する。

(3) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図るための環境を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムの法令等遵守・リスク管理事項としてとらえ、反社会的勢力による被害の防止に取り組むことを「企業行動規範と社員行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、そのための管理体制を以下のとおり整備しています。

1. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、「リスク統括委員会」のもとに反社会的勢力への対応を統括する部署(対応統括部署)を設置し、不当要求防止責任者を配置する。反社会的勢力による不当要求、経済的取引の形での接近行為に対しては、速やかに対応統括部署に報告・相談する体制を整備する。

2. 外部の専門機関との連携状況

所轄の警察署が主催する連絡会に加入し、警察機関との密接な連携体制を確保するとともに、弁護士等の外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰ぐものとする。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において警察等の外部の専門機関との連携により、反社会的勢力に関する最新情報の収集に努め、社内への周知徹底を図り、注意喚起等に活用する。

4. 対応マニュアルの整備状況

対応の基本原則、リスク発生時における社員の行動要領を定めた「反社会的勢力排除対応マニュアル」を作成し、社内ポータルサイトに公開し周知徹底を図る。

5. 研修活動の実施状況

当社は、「企業行動規範」および「社員行動指針」を役員・社員へ周知・徹底するため常時社内ポータルサイトに公開するとともに、幹部研修や新人研修などを通じて、社会規範の遵守と公正な企業活動の推進、反社会的勢力との関係遮断、その他のコンプライアンス意識向上に向けた啓発活動を推進する。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

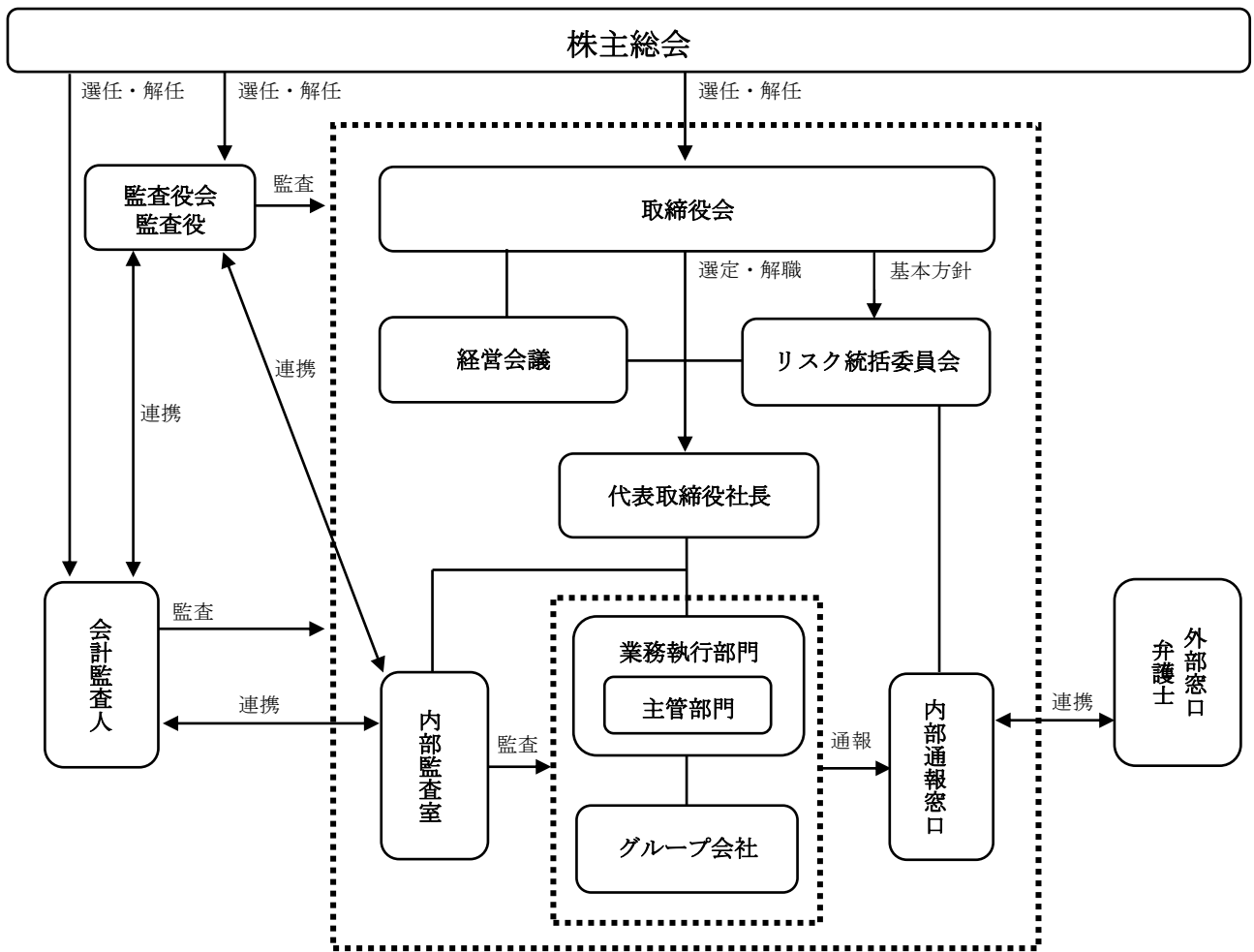
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・コーポレート・ガバナンス体制についての模式図  
【別紙1】をご参照ください。

・適時開示体制の概要

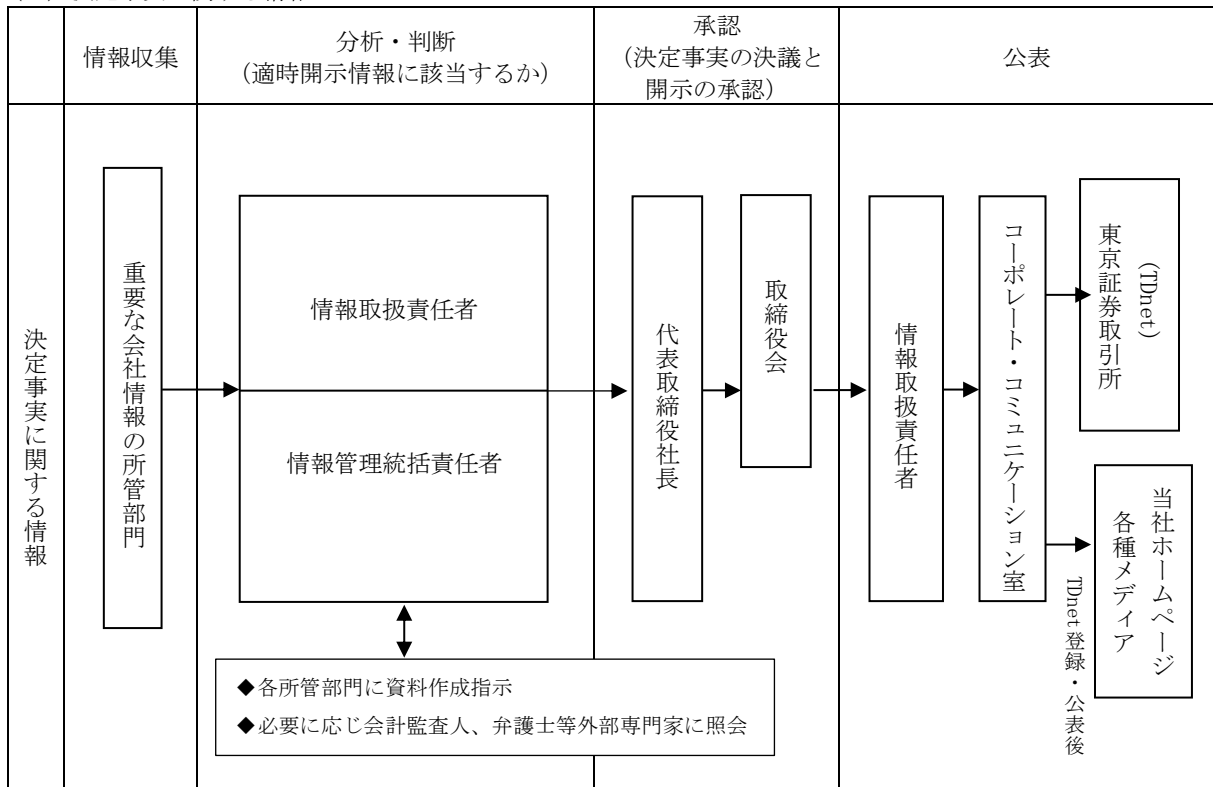
当社が発行する有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する当社および当社グループの子会社の会社情報が生じた場合、社内規程に基づき情報管理統括責任者と情報取扱責任者のもとに情報が集約され、関係部門との協議のうえ、重要事実に該当するかどうかを決定します。【別紙2】の適時開示体制についての模式図のとおり、関係部門が連携して情報の管理および情報に基づく適時開示資料の作成を行います。

【別紙1】コーポレートガバナンス体制図

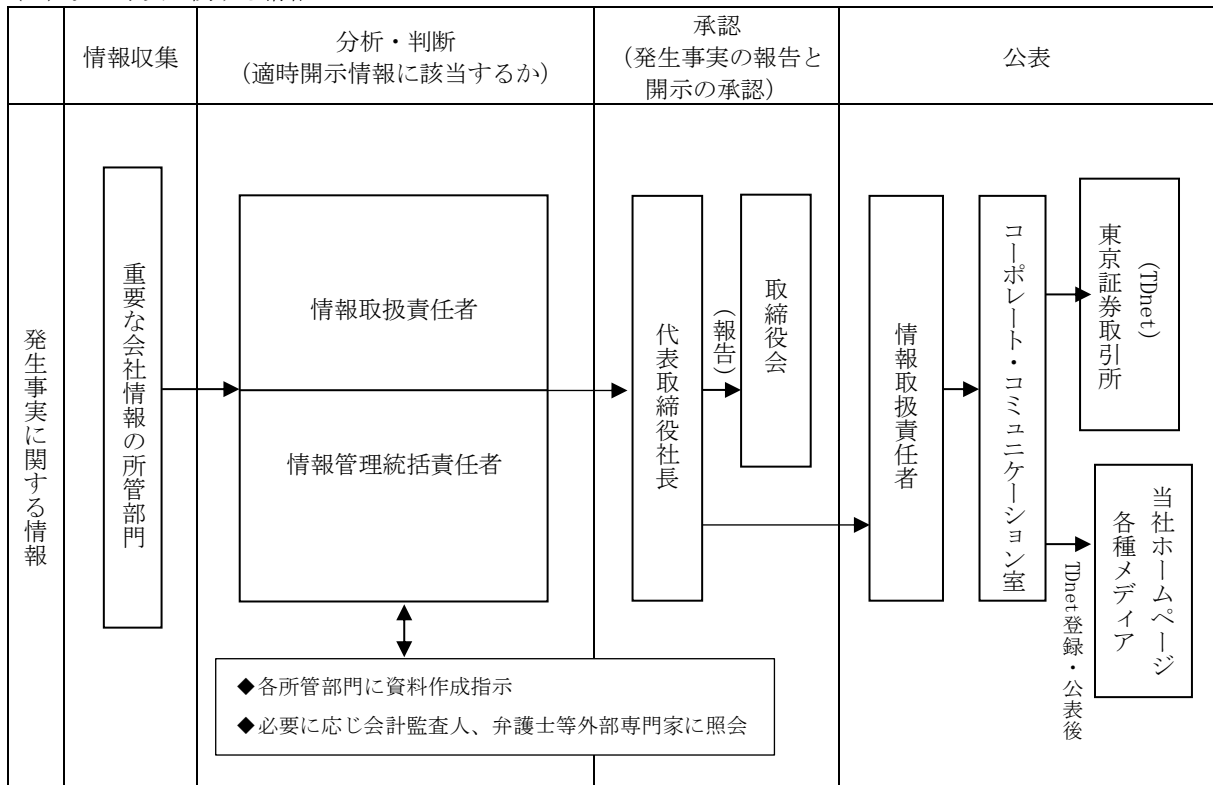


【別紙2】適時開示体制についての模式図

(1) 決定事実に関する情報



(2) 発生事実に関する情報



(3) 決算に関する情報

